

令和4年度（2022年度）
函館市青少年補導センター

業 務 概 要

【令和3年度実績】

函 館 市

目 次

I	青少年補導センターの概要	
1	設置までの経緯	1
2	沿革	2
3	組織運営等	3
4	業務	4
II	街頭補導活動の実施状況（年度比較）	
1	概況および特徴	5
2	男女別補導状況	5
3	学職別補導状況	6
4	行為別補導状況	7
5	場所別補導状況	8
6	月別補導状況	8
III	青少年補導センター活動実績	
1	補導活動状況	9
2	街頭補導少年の行為別からみた補導状況	10
(1)	学職別	10
(2)	年齢・男女別	10
(3)	場所別	10
(4)	月別	10
(5)	居住地別	10
3	注意・指導状況	11
4	社会環境浄化活動	11
IV	資料編	
	函館市青少年補導センター運営要綱	12
	函館市青少年補導センター運営協議会要領	13
	函館市青少年補導センター少年補導委員要領	14
	関係機関・団体一覧	15
	電話相談関係機関・団体一覧	16

I 青少年補導センターの概要

1 設置までの経緯

終戦後、世相の混乱を反映して青少年の非行が多発し、その生活指導が急務となった。このため、昭和23年に「函館市小学校生活指導協議会」「函館市中学校教護連盟」が発足した。

さらに同年青少年問題に取り組む必要から、民間主導による「函館市青少年善導連盟」も結成され、すでに設立され活動していた「高等学校教護連盟」と三者が連携し、生活指導および補導活動の一層の強化を図ることになり、以後この体制で活動が継続された。

昭和24年4月には、青少年対策に取り組むための決議が国会で行われ、28年には「青少年問題協議会設置法」が公布、30年に「北海道青少年保護育成条例」が制定された。

この頃、非行少年のほかに、「いか釣り」をはじめとするいわゆる「家の手伝い」などにより学校を長期欠席する児童・生徒が増加し、非行等と結びつきやすい状況にあった。このため市教委を中心とする「長欠対策委員会」が活動を起こし、33年にはこの組織が各小・中学校ごとの補導委員会及びこの連絡機関として「補導連絡協議会」を設置し、各校の補導活動が展開されていった。

また、同年2月には「中学校生活指導協議会」の働きかけにより、円滑な補導活動を行うため、「仮事務所」が共愛会館に設けられた。

翌34年2月「函館市PTA協議会」と「函館市青少年善導連盟」が共同で函館児童相談所に育成補導員を配置して補導活動を開始するなど、行政、学校、民間がそれぞれの立場で互いに協調し合いながら青少年の非行防止、健全育成に取り組んでいった。

こうした中、同年4月には、青少年の健全育成を図るため「市青少年保護育成運動事務局」が発足し、町会単位の「青少年委員制度」が全市的にスタートした。

同年12月には「函館市青少年問題協議会条例」が制定され、青少年問題に関しては協議会を中心に機能していくことになった。

同時に、当市における補導活動の拠点として「函館市青少年センター（現在の函館市青少年補導センター）」が設置された。

これは札幌市（昭和33年）、釧路市（昭和34年）に次ぐもので、当時の体制は市職員と育成補導員4名（うち元警察官3名）で、補導活動には小、中、高校教員も加わった。

また、週1回開催の少年相談には、家庭裁判所、児童相談所の職員があたったが、このような組織、機能は希にみる望ましい在り方として関係者から注目された。

その後、平成24年の機構改革により教育委員会生涯学習部生涯学習課から子ども未来部次世代育成課に所管が移り、市職員（補導センター所長以下2名）と育成補導員5名体制で活動し、補導活動も小、中、高等学校教員との合同活動を中心に、各関係機関と連携をより密にしながらか実施している。

2 沿革

- 昭和34年12月 函館市が関係機関と連携し、函館市立図書館第一分館に「函館市青少年センター」を開設し、育成補導員4名（警察官3名・函館市PTA協議会補導主事1名）市内小学校、中学校、高等学校教員等の参加により街頭補導を開始、あわせて児童相談所、家庭裁判所の応援を得て相談業務を実施
- 昭和35年9月 函館市中島町135番地（旧函館児童相談所、現函館市中島児童館）に移転
- 昭和37年4月 学校カウンセラー（事務局市教委）を補導センターに所属させ活動
- 昭和38年6月 市育成補導員1名配置
- 昭和40年9月 函館市青少年センター諸規定を制定（運営要綱、運営協議会規定、少年補導委員要領、補導連絡会要領）
- 昭和43年3月 函館市青年センターの設置決定（昭和44年4月開設）に伴い「函館市青少年補導センター」と改称
- 昭和43年8月 中学校教員62名を少年補導委員として委嘱し、補導委員証交付
- 昭和43年11月 高等学校教員127名を少年補導委員として委嘱
- 昭和45年4月 広域化する青少年非行防止のため、渡島管内市町村の連携により「渡島地区青少年広域補導連絡協議会」を結成し、事務局を函館市青少年補導センター内に置く
- 昭和45年7月 小学校教員71名を少年補導委員として委嘱
- 昭和46年4月 市育成補導委員を2名に増員
- 昭和46年8月 市の機構改革に伴い主管部課が、総務部青少年対策課補導係から市民部婦人青少年課補導係に移管
- 昭和47年4月 市育成補導員を4名に増員
- 昭和50年8月 主管部課が市民部婦人青少年課補導係から教育委員会社会教育部婦人青少年課補導係に移管
- 昭和54年4月 市育成補導員を5名に増員
- 平成元年4月 市の機構改革により補導係が青少年教育係に統合され、主査を配置
- 平成元年6月 相談業務の充実を図るため「親と子のテレフォン相談」を開設
- 平成2年8月 相談室の新設および婦人相談員の配置
- 平成8年4月 市の機構改革により社会教育部婦人青少年課青少年教育係から生涯学習部社会教育課青少年教育係に移管
- 平成13年4月 市の機構改革により生涯学習部社会教育課青少年教育係から生涯学習部生涯学習課青少年教育係に移管
- 平成19年4月 市の機構改革により担当主査が廃止となり、青少年教育担当主査が兼務
- 平成20年4月 市の機構改革により「親と子のテレフォン相談」の婦人相談員の廃止、育成補導員で対応
- 平成21年2月 「親と子のテレフォン相談」を廃止
- 平成21年4月 函館市青少年補導センターが函館市中島町30番8号から函館市東雲町4番13号函館市役所4階に移転
- 平成24年4月 市の機構改革に伴い、主管部課が教育委員会生涯学習部生涯学習

課から子ども未来部次世代育成課に移管し、函館市青少年補導センターが函館市東雲町4番13号から函館市五稜郭町23番1号函館市総合保健センター1階に移転

3 組織運営等

青少年補導センターは、市が設置者となり、青少年の非行防止に関係のある警察、学校などと連携し、補導活動および社会環境浄化、広報活動、関係行政機関との情報交換等の業務を行っている。

このため、関係機関、団体の代表を委員とする「函館市青少年補導センター運営協議会」により、センター運営の基本方針や運営に係わる重要な事項を協議するほか、関係機関・団体との連絡調整を行っている。

-
- 名 称 函館市青少年補導センター
 - 設 置 者 函 館 市
 - 主 管 部 局 函館市子ども未来部次世代育成課
 - 設 置 年 月 日 昭和34年12月1日
 - 所 在 地 函館市五稜郭町23番1号 函館市総合保健センター1階
 - 設 置 根 拠 規 程 函館市青少年補導センター運営要綱
 - 職 員 所長 1名 (次世代育成課長)
主査 1名 (次世代育成課主査)
育成補導員 5名 (会計年度任用職員)
 - 少 年 補 導 委 員 小・中・高校教員 175名 (市長委嘱)
(令和4年(2022年)4月1日現在)
 - 運 営 協 議 会 委 員 函館市青少年補導センター運営協議会委員 15名

4 業 務

青少年の非行を未然に防止し、その健全育成を図るため、関係機関、関係団体との連携のもとに街頭補導、社会環境浄化活動、情報発信等を行っている。

(1) 街頭補導活動

青少年の非行および問題行動を未然に防止し、早期に適切な指導を講ずるため育成補導員および少年補導委員（小・中・高等学校の生徒指導担当教員に委嘱）により、商業施設、ゲームセンター、パチンコ店、カラオケボックス、駅、公園などの巡回補導を行っている。

ア 平常補導

主として、繁華街を中心に

- ① 函館駅前・松風町方面
- ② 湯川町方面
- ③ 本町・五稜郭町方面
- ④ 美原方面
- ⑤ 昭和・石川町方面

の5方面に分けて巡視を行う。

イ 特別補導

長期休業や祭典、その他の行事等において、実情に即した特別巡視を行っている。

市内においては、全市的に範囲を拡大しての巡視、主要祭典等の巡視を実施している。

- 〔 学年末始休業，ゴールデンウィーク，夏季休業，冬季休業 〕
- 〔 各種祭典，スケート場等 〕

(2) 社会環境浄化活動

有害図書、DVD、ビデオソフト、玩具、携帯電話、スマートフォン等について、関係機関とともに販売状況等の監視活動を行うなどして、関係業者に販売・貸出し等の自粛を協力要請するとともに、有害図書等の発見に努めている。

(3) 広報活動

青少年の非行実態等を定期的に関係機関に周知するとともに、その未然防止を図るため、機関紙「はぐくみ」を年2回発行している。

II 街頭補導活動の実施状況

1 概況および特徴

令和3年度の補導総数は6人で、前年対比6人(50.0%)減少している。そのすべてが、カラオケボックスを非行場所とした高校生であった。補導内容は、不健全性行為が全体を占めている。

また、カラオケボックス、ゲーム場等における小・中・高校生に対する声かけ・注意指導数については286人で、前年対比60人(26.5%)増加している。

補導数の減少は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、カラオケ店において休業期間があったことにより、立入回数が少なかったこと、また、声かけ・注意指導数の増加は、コロナ禍においても青少年の行動が少しずつ平常に戻りつつあることが要因であると考えられる。

表1 補導・注意数 (単位：人)

区 分	補 導	注意・指導	計
元年度	44	279	323
2年度	12	226	238
3年度	6	286	292
前年度比(%)	▲6(▲50.0)	60(26.5)	54(22.7)

2 男女別補導状況

男女別補導では、男子が3人(構成比50.0%)で対前年度で3人(50.0%)の減少、女子も3人(構成比50.0%)で対前年度3人(50.0%)の減少となった。

構成比については3年間ほぼ変わらない。

表2 男女別補導数 (単位：人)

区 分	補 導 数		
	男	女	計
元年度 (構成比 %)	23 (52.3)	21 (47.7)	44 (100)
2年度 (構成比 %)	6 (50.0)	6 (50.0)	12 (100)
3年度 (構成比 %)	3 (50.0)	3 (50.0)	6 (100)
前年度比(%)	▲3 (50.0)	▲3 (50.0)	▲6 (50.0)

3 学職別補導状況

学職別補導では、高校生が6人で全体の100%を占めており、対前年度と比べ6人(50.0%)の減少となっている。

表3 学職別補導状況

(単位：人)

区分	児 童 ・ 生 徒 等					有 職 少 年	無 職 少 年	合 計
	小学生	中学生	高校生	その他	計			
元年度 (構成比 %)	- (-)	- (-)	37 (84.1)	- (-)	37 (84.1)	5 (11.4)	2 (4.5)	44 (100)
2年度 (構成比 %)	- (-)	- (-)	12 (100.0)	- (-)	12 (100.0)	- (-)	- (-)	12 (100)
3年度 (構成比 %)	- (-)	- (-)	6 (100.0)	- (-)	6 (100.0)	- (-)	- (-)	6 (100)
前年度比 (%)	0 (0)	0 (0)	▲6 (▲50.0)	0 (0)	▲6 (▲50.0)	0 (0)	0 (0)	▲6 (▲50.0)

注) その他は、大学生および各種学校生

4 行為別補導状況

行為別補導では、不健全性行為が6人で全体の100.0%を占め、対前年度と比べ6名(50.0%)の減少となっている。

表4 行為別補導数

(単位：人)

区 分		喫 煙	飲 酒	不健全性行為	その他	計
元 年 度	男	5	-	18	-	23
	女	3	-	18	-	21
	計 (構成比%)	8 (18.2)	- (-)	36 (81.8)	- (-)	44 (100)
2 年 度	男	-	-	6	-	6
	女	-	-	6	-	6
	計 (構成比%)	- (-)	- (-)	12 (100)	- (-)	12 (100)
3 年 度	男	-	-	3	-	3
	女	-	-	3	-	3
	計 (構成比%)	- (-)	- (-)	6 (100)	- (-)	6 (100)
前年度比 (%)		0 (0)	0 (0)	▲6 (▲50.0)	0 (0)	▲6 (▲50.0)

5 場所別補導状況

場所別補導では、全てカラオケボックスで、6人が補導された。

表5 場所別補導数及び構成比 (単位：人)

区 分	カラオケ ボックス	ゲーム場	路 上 ・ 駐 車 場	公園・祭 典会場	計
元年度 (構成比 %)	43 (97.7)	- (-)	- (-)	1 (2.3)	44 (100)
2年度 (構成比 %)	12 (100)	- (-)	- (-)	- (-)	12 (100)
3年度 (構成比 %)	6 (100)	- (-)	- (-)	- (-)	6 (100)
前年度比 (%)	▲6 (▲50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	▲6 (▲50.0)

6 月別補導状況

月別での傾向はみられない。

表6 月別補導状況 (単位：人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
元年度	-	-	5	6	2	4	6	4	4	7	6	-	44
2年度	-	-	-	-	4	-	2	-	2	2	-	2	12
3年度	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	6
前年度対比	2	0	0	4	▲4	0	▲2	0	▲2	▲2	0	▲2	▲6

Ⅲ 青少年補導センター活動実績(令和3年度)

1 補導活動状況

(1) 補導実施状況

補導区分	実施期間	実施場所	補導員区分	
			育成補導員	少年補導委員
平常補導	特別補導を除く期間	駅前, 松風町方面 湯川町方面 本町, 五稜郭町方面 美原方面 昭和, 石川町方面	○	○ 4/19~3/24
特別補導	学年末・始休業	3/25~3/31 4/1~4/5	○	-
	ゴールデンウィーク	5/3~5/5		
	中学校陸上競技大会	中止		
	夏季休業	7/21~8/19		
	冬季休業	12/27~1/13		
	祭典	函館港花火大会 港まつり 湯川花火大会 亀田八幡宮		

(2) 補導従事者の出動状況

(単位：日，人)

区分	平常補導				特別補導				計			
	昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間	
	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
育成補導員(5)	227	939	227	942	39	153	39	154	266	1092	266	1096
少年補導委員(190)	77	126	12	12	-(※)	-(※)	-(※)	-(※)	77	126	12	12
計(195)	304	1065	239	954	39	153	39	154	343	1218	278	1108

(注) 平常補導の日数：少年補導委員数は，育成補導員と共に出勤した日数

特別補導の日数：少年補導委員数は，育成補導員と共に出勤した日数および少年補導委員のみの出勤した日数 (日数，人員は小・中・高校の合計数である。)

(※)新型コロナウイルス感染症の影響による各種イベントの中止，遊興施設の臨時休業，感染防止の観点等により，活動自粛となった。

2 街頭補導少年の行為別からみた補導状況

(1) 学職別

(単位：人)

区 分	児童・生徒等					有職者	無職者	合計
	小学生	中学生	高校生	その他	計			
不健全性行為	-	-	6	-	6	-	-	6

学職別では、高校生において「不健全性行為」が見られたが、「飲酒」「喫煙」「刑罰法令に触れる行為」「その他」についてはいずれの学職でも見られなかった。

(2) 年齢・男女別

(単位：人)

区 分	14歳未満		14歳		15歳		16歳		17歳		18歳		19歳		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
不健全性行為	-	-	-	-	1	-	1	1	1	1	-	1	-	-	3	3
	-		-		1		2		2		1		-		6	

年齢・男女別では、男子は15歳から17歳、女子は16歳から18歳において「不健全性行為」が見られたが、「飲酒」「喫煙」「刑罰法令に触れる行為」「その他」についてはいずれの年齢・男女でも見られなかった。

(3) 場所別

(単位：人)

区 分	カラオケボックス	ゲーム場	路上・駐車場	公園・祭典会場	合計
不健全性行為	6	-	-	-	6

場所別では、カラオケボックスでの「不健全性行為」のみであり、「飲酒」「喫煙」「刑罰法令に触れる行為」「その他」についてはいずれの場所でも見られなかった。

(4) 月別

(単位：人)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不健全性行為	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	6
合計	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6

月別では、4月と7月に「不健全性行為」の補導があったが、「飲酒」「喫煙」「刑罰法令に触れる行為」「その他」についてはいずれの月でも見られなかった。

(5) 居住地別

(単位：人)

区 分	函館市			その他			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
不健全性行為	2	2	4	1	1	2	3	3	6
合計	2	2	4	1	1	2	3	3	6

居住地別では、函館市・その他共に「不健全性行為」の補導があったが、「飲酒」「喫煙」「刑罰法令に触れる行為」「その他」についてはいずれの居住地も見られなかった。

3 注意・指導状況

(単位：人)

区 分	児童・生徒等					有職者	無職者	合計(うち好)
	小学校	中学校	高 校	その他	合 計			
自転車危険行為	6	-	-	-	6	-	-	6(1)
カラオケ店入場	4	30	13	/	47	/	/	47(27)
喫煙・飲酒同席	-	-	-	-	-	-	-	0
ゲーム場入場	76	128	/	/	204	/	/	204(63)
その他	3	9	16	-	28	-	1	29(7)
合 計	89	167	29	0	285	0	1	286(98)

4 社会環境浄化活動

(調査年月日 令和3年11月25日)

区 分	調査項目 調査対象		条例・規制の認識	有害図書類の設置	図書類が有害図書類の場合			協 力 要 請		
					規則で定める方法による区分陳列	青少年による購入を禁止する旨の表示	有害図書類に準ずる図書類の販売等の自粛に努めているか	規則で定める方法による区分陳列をすること	青少年による購入等を禁止する旨の表示をすること	有害図書に準ずる図書類を販売しないようにすること
図 書	コンビニエンスストア 7店 書店 3店	有	8	2	-	-	8	2	2	-
		無	-	6	/	/	/	/	/	/
ビデオ・DVD	レンタル店 3店	有	3	3	3	3	3	-	-	-

区 分	調 査 目 的 調 査 対 象		条 例 ・ 規 制 の 認 識		営 業 形 態			カラオケボックス	青少年立入制限 掲示の有無		協 力 要 請	
			有	無	ネットカフェ	マンガ喫茶	複合カフェ		有	無	フィルタリング	年齢確認
カラオケボックス等	カラオケボックス店 2店 ネットカフェ等 2店	有	1	1	/	/	/	2	2	-	/	-
		無	2	-	-	-	2	/	2	-	1	-

区 分	調 査 目 的 調 査 対 象		条 例 ・ 規 制 の 認 識		違 反 状 況		協 力 要 請		
			有	無	有	無	契約者および使用者の年齢確認	フィルタリングの説明	フィルタリングの未利用または有効化措置不要時の書面の受領
その他	携帯電話販売業者 5店	有	5	-	-	5	-	-	-

IV 資料編

函館市青少年補導センター運営要綱

(目的)

第1条 少年補導の関係機関および団体が互いに連絡協調し、合同活動として有効適切な少年の非行防止活動を推進することを目的とする。

(設置)

第2条 市は、前条の目的を達成するために函館市青少年補導センター（以下「センター」という。）を函館市五稜郭町23番1号（総合保健センター1階）に置く。

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- ・ 関係機関および団体との連絡調整
- ・ 早期発見、早期補導活動
- ・ 情報、資料の整備
- ・ その他少年の非行防止に必要な業務

(運営協議会)

第4条 センターの円滑な運営および業務の効率化を図るため、業務推進の計画立案に関する協議機関として運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、関係機関および市の職員、関係団体の代表者をもって組織する。

(少年補導委員)

第5条 センターの補導活動を行うため、少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、小学校、中学校および高等学校長の推薦により、函館市長が委嘱する。

3 少年補導委員の業務は、別に定める要領によるものとする。

(職員)

第6条 センターの所長および職員は、市の職員をもってあてセンターの庶務を行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

函館市青少年補導センター運営協議会要領

(目 的)

第1条 函館市青少年補導センター運営要綱（以下「要綱」という。）第4条による運営協議会（以下「協議会」という。）については、この要領の定めるところによる。

(協議事項)

第2条 協議会は、要綱第3条のほかに次の事項を協議する。

- ・ センターの運営および基本方針並びに総合的施策の樹立に関すること。
- ・ 街頭補導の業務推進に関すること。
- ・ 早期補導の措置に関すること。
- ・ 指導事例の内容検討に関すること。
- ・ 専門機関相互の連絡調整に関すること。
- ・ その他協議会が必要と認めたもの。

(構 成)

第3条 要綱第4条第2項の委員の構成は、次の各号に掲げるものとする。

- ・ 関係機関および市の職員 13人以内
- ・ 関係団体の代表 7人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は定例会と臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要に応じて函館市子ども未来部長が招集し、議長を務める。

議長が欠けたときまたは議長に事故があるときは、子ども未来部次長が、その職務を代理する。

(委 任)

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮り定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

函館市青少年補導センター少年補導委員要領

(目 的)

第1条 函館市青少年補導センター運営要綱第5条による少年補導委員（以下「補導委員」という。）については、この要領の定めるところによる。

(任 務)

第2条 補導委員は、業務計画に基づいて早期発見、早期補導等の活動に従事する。

(任 期)

第3条 補導委員の任期は1年とする。ただし、任期途中で変更あった委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分を示す証票)

第4条 補導委員は、第2条の任務に従事するときは、函館市の発行する身分を示す証票を携帯し、必要があるときはこれを提示しなければならない。

(委 任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

関 係 機 関 ・ 団 体 一 覧

名 称	住 所	電 話
函 館 家 庭 裁 判 所	函館市上新川町1番8号	38-2350
函 館 保 護 観 察 所	函館市新川町25番18号	26-0431
函 館 少 年 鑑 別 支 所	函館市金堀町6番15号	51-5652
函 館 児 童 相 談 所	函館市中島町37番8号	54-4152
北海道警察函館方面本部	函館市五稜郭町16番1号	31-0110
函 館 中 央 警 察 署	函館市五稜郭町15番5号	54-0110
函 館 西 警 察 署	函館市海岸町11番27号	42-0110
函館市小学校 生活指導研究協議会	函館市昭和4丁目38番1号	45-1070
函館市中学校 生徒指導研究協議会	函館市本通2丁目56番7号	55-3141
函館地区高等学校 教護連盟	函館市柏木町1番34号	51-1481
函 館 地 区 保 護 司 会	函館市堀川町13番13号	83-2021
函館市民生児童委員 連合会	函館市若松町33番6号	26-8306
函 館 市 P T A 連 合 会	函館市東山2丁目3番1号 事務局（東山小学校内）	55-6110
南北海道教育センター	函館市湯川町3丁目38番38号	57-8251

電話相談関係機関・団体一覧

名称	受付		電話番号	相談内容
	曜日	時間		
函館市子ども未来部 次世代育成課 〔子ども家庭総合支援拠点〕 〔子どもなんでも相談110番〕	月 火～金 (祝日を除く)	8:45～19:00 8:45～17:30	32-3192 0800-800-0879 子ども専用電話 (フリーダイヤル)	子育て, 障がい, 病気, 家庭内の問題, 保育園, 幼稚園, 学校での問題, 虐待など
函館市子ども未来部 子育て支援課 (母子・父子自立支援・ 女性相談室)	月～金	8:45～17:30	21-3010 (市役所) 45-5481 (亀田支所)	ひとり親家庭相談, 女性相談, DVの相談, 性暴力被害者相談
北海道教育庁 渡島教育局	月～金	8:45～17:30	47-9177	学業, 友人関係, いじめ, 不登校, 就学相談, 進路の問題など
函館児童相談所	月～金	8:45～17:30	54-4152	養護, 心身の障がい, 非行, 不登校, しつけ, 虐待など
南北海道教育センター	月～金	8:45～17:30	57-8251	学校不適應, 進路, 就学相談など
女性センター (家庭生活に関する相談)	月・金 火・木	10:00～15:00 18:30～20:30	23-4188	日常生活に起きる様々な悩みや問題の相談
北海道警察函館方面 本部警察相談センター	24時間受付		・51-9110 ・#9110	少年犯罪, 家庭内暴力, 交通関係など
函館少年鑑別支所 法務少年支援センター はこだて	月～金	9:00～16:30 (11:00～13:00を除く)	30-7877	非行, いじめ, 不登校, 職業適性, 進路相談など
函館市市民部 市民相談 (市民特別相談)	第1・3 火	9:30～11:30 (予約制)	21-3136	学校でのいじめ問題や家庭内暴力など
函館地方法務局	月～金	8:30～17:15	0120-007-110	子どもの人権問題
チャイルドライン	16:00～21:00		0120- 99-7777	18歳までの子どもを対象とした, 全ての悩み相談
はこだて若者 サポートステーション	月～金	10:00～17:00	86-5450	就労相談など
法テラス	月～金 土	9:00～21:00 9:00～17:00	0570- 079714	性被害, DVなど

令和4年度（2022年度）

函館市青少年補導センター業務概要

令和4年（2022年）7月発行

発行 〒040-0001

函館市五稜郭町23番1号

函館市子ども未来部次世代育成課

TEL : 0138-32-1527

編集 函館市子ども未来部次世代育成課

函館市青少年補導センター

TEL : 0138-32-1519

